二、学校法人文化学園に対する件

昭和四十九年（排）第八号

排除命令

東京都渋谷区代々木三丁目二十二番一号

学校法人　文化学園

右代表者　理事長　大沼　淳

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　学校法人文化学園は、取引先である書籍・雑誌小売業者を対象に行なった次の㈠及び㈡の景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示するとともに、その取引先である書籍・雑誌小売業者に対し、これと同一内容の通知をしなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認できない場合においては、当委員会の指示する方法によらなければならない。

㈠　雑誌の販売に関して、昭和四十七年四月二十八日から同四十八年八月までを期間とし、「並木学園（文化服装学

院）創立五〇周年記念装苑・ミセス増売運動」と称して行なった景品類の提供

(二)　書籍の販売に関して、昭和四十七年五月一日から同年十月三十一日までの期間を「第二回ファミリーセール」、昭和四十八年五月一日から同年十月三十一日までの期間を「第三回ファミリーセール」と称して、同社が一般書籍について通常支払うものよりも高率の報奨金を支払い、これを海外旅行の大部分の費用に充当させるという一連の企画の下になされた報奨金等の提供

二　同社は、今後一年間、書籍・雑誌の小売業者に対して、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行なった公示及び通知について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　学校法人文化学園（以下「文化学園」という。）は、肩書地に事務所を置き、学校教育法及び私立学校法に基づき、文化女子大学等の私立学校及び文化服装学院と称する各種学校を設置するとともに、収益事業として文化出版局の名称で出版業等を行なう事業者である。

二　文化学園は、雑誌及び書籍の販売に関して、取引先である書籍・雑誌小売業者（以下「書店」という。）を対象に、次の(一)及び(二)記載の景品類を提供することを企画し、この企画を実施した。

(一)　昭和四十七年四月二十八日から昭和四十八年八月までを期間とし、「並木学園（文化服装学院）創立五〇周年記念装苑・ミセス増売運動」と称して、同社が発行する月刊雑誌「装苑」及び「ミセス」の昭和四十七年六月、七月、八月、十月、十一月、昭和四十八年二月、三月、六月、七月及び八月号の販売部数について増加目標を定め、あらかじめ、書店

をして右増売運動参加の申込みをさせ、右目標を達成した書店に対し、その代表者の妻又は女子従業員一名を香港・マカオ旅行（四泊五日一人当り経費十二万四千円）に招待すること。

(二)　昭和四十七年五月一日から同年十月三十一日までの期間を「第三回ファミリーセール」と称して、あらかじめ、書店をしてこのセールの参加申込みをさせ、同社の出版する書籍にそう入されている売上票（売上票には同社の定めた点数が記載されている。）を書店から返送させ、この点数を書店ごとに集計し、その合計点によって同社が一般書籍を販売する際に提供する通常のものよりも高率である報奨金を提供することとし、この期間中の点数がそれぞれ八百点以上であって合計千六百点以上となったものを海外旅行招待資格者とし、千六百点に対する報奨金九万六千円を同社と取引のある書店の会である「よつば会」名義で保管し、これに同社が五万四千円を加えてハワイ旅行（五泊六日一人当り経費十五万円）に招待すること。

三　(一)　文化学園が前記二の(一)により、書店に提供する景品類の価額は、十万円をこえるものである。

(二)　文化学園が前記二の(二)により、通常支払うものよりも高率の報奨金を提供し、これを海外旅行の大部分の費用に充当させるという一連の企画に基づいて提供するところの報奨金は、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和三十七年公正取引委員会告示第三号）第一項に規定する景品類に該当するものであるところ、前記二の(二)の企画により提供される景品類の価額は十万円をこえるものである。

四　しかるに、文化学園が取引先事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は年十万円までであるから、同社の提供する前記景品類の価額はこの制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、文化学園の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の

制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十九年五月二十四日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久